

旅客船事業企業経営基盤強化等セミナー プログラム

- ◎ 日 時 令和2年8月27日(木) 13:30 ~ 15:00
- ◎ 会 場 福岡市博多区博多駅中央街4-23
オリエンタルホテル福岡 博多ステーション 3階
- ◎ 主 催 九州運輸局
九州旅客船協会連合会
(公財)九州運輸振興センター
- ◎ スケジュール
- 13:30 開 会
- 13:30 挨拶 九州運輸局 海事振興部 部長 竹本直樹
- 講 演
- 13:35 ①旅客船事業者のための新型コロナウイルスの感染予防対策
講 師：九州旅客船協会連合会 専務理事 待鳥明義氏
- 13:55 ②感染者乗船による消毒対応及び感染予防対策について
講 師：九州郵船株式会社 安全統括管理者 万谷住雄氏
- 14:20 ③感染予防対策事例(スライドによる紹介)
- 14:30 ④新型コロナウイルスに関する事業支援等について
講 師：九州運輸局 海事振興部 離島航路活性化調整官
清嶋義文氏
- 14:45 意見交換
- 15:00 閉 会



旅客船事業企業経営基盤
強化等セミナー
(2020年8月7日開催)





旅客船事業者のための 新型コロナウイルスの感染予防対策



九州旅客船協会連合会 専務理事
待鳥 明義

日時 令和2年8月27日(木)
場所 オリエンタルホテル福岡
博多ステーション

主催 九州運輸局
九州旅客船協会連合会
公益財団法人九州運輸振興センター
助成 日本財団

皆さまこんにちは。九州旅客船協会連合会の待鳥でございます。

初めに本日のセミナー開催に至った経緯を少しだけお話しさせていただきますと思います。

九州運輸振興センターさんから、セミナー開催のテーマに何かないだろうかというご相談がございました。タイミングよく「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が作成されたところでした。これをテーマにしてもいい、業界としても非常に助かる、ということをお話しした結果、今こうして私が講演をすることとなりました。

本日の開催にあたりまして連合会の会員様へ新型コロナウイルス感染予防対策の取組事例のご提供をお願いしましたところ、多くの事例を頂きました。この場をお借りしましてご回答くださった皆様に対し、感謝申し上げます。

それでは、旅客船事業者のための新型コロナウイルスの感染予防対策について説明致します。

この資料は先ほど申し上げました

「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等に基づいて作成したものです。

I. 感染予防対策の基本的な対応

まず、乗客がどの場面でも行っていただきたい対応では、乗客に厚生労働省の新しい生活様式の実践例に沿った行動を促すことと、そうした行動

が取りやすいようにシステムを整えることが必要となります。(資料1) 乗客が感染予防対策を取りやすいシステムを整えるためには、マスク着用、手洗い、消毒を呼びかけるためのチラシの表示、

手洗いのための洗剤や消毒薬を準備し設置場所の表示をする。また、距離を保てるよう待機場所を示した待機シールを貼り、アクリル板や飛沫防止シート等を設置。換気のために窓を開けたり、機器

を導入するということです。さらに密集を避けるための情報を発信する。例えば、旅客船のレストラン等の混み具合をお知らせし密集を避けてもらう。船内については次亜塩素酸ナトリウム溶液等により定期的な清拭消毒を行う。あるいはキャッシュレス決済の導入の推進などもあります。

I. 感染予防対策の基本的な対応

1. 乗客が、どの場面でも行ってもらいたい対応

乗客に厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例に沿った行動を促すことと、それに沿った行動が取りやすいようにシステムを整えること

「新しい生活様式」の実践例

【1】一人ひとりの感染予防対策

【2】人と人との距離を確保する

【3】換気を行う

【4】定期的な清拭消毒を行う

【5】キャッシュレス決済の導入

- 【乗客が行動しやすいようシステムを整える】
- ・ マスク着用、手洗い、消毒を呼びかけるためのチラシを表示する
 - ・ 手洗いのための石鹸や消毒薬を準備し、設置場所を表示する
 - ・ 距離を保てるよう待機場所を示すテープを貼る、アクリル板を設置する
 - ・ 換気のために窓を開ける、機器を導入する
 - ・ 混む時間帯や混む日など密集を避けるための情報を発信する
 - ・ 定期的な清拭消毒を行う
 - ・ キャッシュレス決済の導入

資料 1

I. 感染予防対策の基本的な対応

2. 陸上員・乗組員が、どの場面でも行うべき対応

①陸上員・乗組員の基本的な健康管理

- ・ 出勤前又は乗船前に、発熱や感染症が疑われる症状のチェック
- ・ 感染症陽性者との濃厚接触の有無、入国制限等となっている地域の在住者との濃厚接触の有無のチェック
- ・ 体調の思わしくないものには自宅待機の上、経過観察を行う
- ・ 乗組員に対しては、特に、出航前に全員の体温を計測し、体調等について確認を行う。可能なら責任者を決めて行うことが望ましい
- ・ 乗組員の交代状況と連絡先については、雇用の継続の有無にかかわらず当月と前月分は把握するようにしておくこと

陸上員・乗組員一人ひとりについても、「新しい生活様式」の実践例に沿った行動を行う



資料 2

I. 感染予防対策の基本的な対応

2. 陸上員・乗組員が、どの場面でも行うべき対応

②-1 ウィルス接触を避ける

- ・ 陸上員・乗組員に対し、定期的かつ正しい方法での手洗い、手指消毒を徹底する
- ・ 一石鹸やアルコール性手指消毒剤などを配置しておく
- ・ 乗客や他の陸上員・乗組員とできるだけ2メートルを目安に距離を確保するよう努める
- ・ 作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う
- ・ 勤務中のマスク着用の徹底を促す
- ・ 一呼吸困難に注意する（熱中症にも注意）
- ・ ロッカーを分ける等で混雑や接触を抑制する
- ・ 自宅で制服に着替えることが可能な陸上員・乗組員には自宅着替えを励行する
- ・ 朝礼や点呼などは小グループで必要最小限の時間で行う
- ・ 外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用し、接触後は手洗い、手指消毒等を行う
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合は屋外であっても距離を保つ。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内スペースは換気を行う
- ・ 食堂等での飲食は、時間をずらす、椅子を間引くなど対面での飲食を避ける。距離を確保する

資料 3

I. 感染予防対策の基本的な対応

2. 陸上員・乗組員が、どの場面でも行うべき対応

②-2 ウィルス接触を避ける

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、高頻度接触部位(ドアノブ、レバーハンドル等)は清拭消毒を定期的に行う
- ・ 便座の蓋(がある場合)は閉めてから汚物を流すようにする。また、表示するハンドドライヤーの利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参して貰う
- ・ 陸上員・乗組員が触る箇所や共有設備については頻りに清拭消毒を行う
- ・ 制服等の衣類はこまめに洗濯する
- ・ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する
- ・ 清掃作業を行う陸上員・乗組員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する
- ・ 個別の作業スペースの換気に努める
- ・ 不要不急な部外者の立ち入りは行わない
- ・ 一事業活動の維持に不可欠な場合は必要最低限の人数とし、部外者の把握を行う。発熱の有無やマスク着用等、陸上員・乗組員に応じた対策を求め理解を促す

資料 4

次に陸上員、乗組員がどの場面でも行うべき対応では、まず基本的な健康管理があります。(資料2・3・4)

4) 出勤前または乗船前に発熱や感染症が疑われる症状のチェックをする。感染症陽性者との濃厚接触の有無や入国制限等となっている地域の在住者との濃厚接触の有無もチェックするということです。体調が思わ

しくない人には自宅待機の上、経過観察を行う。

乗組員に対しては、出航前に全員の体温を計測し、体調について確認を行うということです。可能なら責任者を決めて行うことが望ましいと思います。

また、「緊急時の対応や行動についての周知」(資料5)については、

衛生管理者(船内の衛生担当者または安全衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立しておき、保健所の聞き取り等にきちんと協力する。発熱や強い倦怠感、息苦しさがある陸上員・乗組員・乗客に対する接触を避ける方法、緊急時の保健所や検疫所への連絡等の手順をあらかじめ決めておき、陸上員、乗組員に周知して

おいて下さい。資料にはありませんが、保健所等関係機関には、事前に担当部署や担当者に具体的対応について相談しておくことをお勧めします。

「危機管理教育」については、まず、陸上員、乗組員に対し、感染防止対策の重要性を理解してもらい、日常生活を含め、行動の変容を促して下さい。(資料5)

I. 感染予防対策の基本的な対応

2. 陸上員・乗組員が、どの場面でも行うべき対応

③緊急時の対応や行動についての周知 ④危機管理教育

- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立しておき、保健所の聞き取り等に必ず協力する
- 発熱、強いだるさや息苦しさがある陸上員・乗組員や乗客に対する、接触を避ける方法、消毒、保健所や検疫所への連絡等の手順をあらかじめ決めておき、陸上員・乗組員へ周知しておく
- 陸上員・乗組員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す
- 回復した陸上員・乗組員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、陸上員・乗組員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う

資料 5

II. 場面に応じた対応

1. 乗船前、ターミナルにおいて

- I-1- 乗客に「新しい生活様式」の実践例に沿った行動を促す
- I-2- ① 陸上員・乗組員の基本的な健康管理
- I-2- ② -1・2 ウィルス接触を避ける
- I-2- ③ 緊急時の対応や行動についての周知



緊急に備える

- 乗客の健康状態(出来ればチェックシート等)の確認と非接触体温計による検温を可能な限り実施し、発熱等の症状がある者は乗船を許可しない等の措置をとる
- ターミナル等において感染症の症状のある者がいた場合、感染症の症状のある者に対応する陸上員・乗組員の感染対策を取った上で、他の乗客等が接触を避ける方法で隔離し、関係機関等へ連絡を取り指示を仰ぐ
- 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
 - 自ら消毒作業ができない場合で専門業者等に依頼する場合は必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請する
 - 有症者又は濃厚接触者の調査への協力
 - 濃厚接触の可能性のある者については、保健所又は検疫所の指示に従い、他者との接触が極力ない環境で待機し、移動に際して公共交通機関を利用しないこと

資料 6

さらに、回復した陸上員、乗組員やその家族が差別されるなど人権侵害を受けることのないように、陸上員、乗組員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮をお願いします。最近、この点については社会的にも大きな問題となつていきます。十分な配慮をお願いします。

II. 場面に応じた対応
陸上員、乗組員がどの場面でも行うべき対応については先ほど説明しました「基本的対応」を踏まえたうえで対応となります。
乗船前、ターミナルにおいて乗客の健康状態、できればチェックシート等による確認と非接触体温計による検温を可能な限り実施し、発熱等

の症状がある方は乗船を許可しない等の措置を取る。許可しないというのは難しいかと思いますが、この場合、乗客に十分説明し乗船が不可能なことを理解してもらうことが重要です。
もしもターミナル等において感染症の症状のある乗客がいた場合、陸上員、乗組員の感染対策を徹底した



上で、他の乗客等との接触を避ける方策をとり、すみやかに関係機関等に連絡して指示を仰ぎ、必要な措置を実施する。(資料6) 消毒作業を専門業者等に依頼する場合は、必要に応じて保健所または検疫所に適切な消毒事業者等を紹介してもらう。
有症者または濃厚接触者には調査への協力をお願いします。濃厚接触の可能性のあるものについては保健所または検疫所の指示に従い、他者との接触が極力無い環境で待機し、移動に際しては公共交通機関を利用しないことです。
現在、保健所等は多忙を極めてい

II. 場面に応じた対応

2. 乗船中、感染可能性のある乗客が出た場合

基本的対応

- I-1-乗客に「新しい生活様式」の実践例に沿った行動を促す
- I-2-① 陸上員・乗組員の基本的な健康管理
- I-2-② -I-2 ウィルス接触を避ける
- I-2-③ 緊急時の対応や行動についての周知

緊急対応

- ・感染症の症状のある者に対応する乗組員の感染対策を取った上で、他の乗客が接触を避ける方法で隔離し、関係機関等へ連絡を取り指示を仰ぐ
- ・保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
 - 消毒作業
 - 有症者又は濃厚接触者の調査への協力
 - 濃厚接触の可能性のある者については、保健所又は検疫所の指示に従い、他者との接触が極力ない環境で待機し、移動に際して公共交通機関を利用しないこと

資料 7

II. 場面に応じた対応

3. 乗船後に感染可能性のある乗客が乗船していたことがわかった場合

感染拡大防止

- ・保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
 - (消毒) 自ら消毒作業ができない場合であって専門業者等に依頼する場合は必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請する
 - 有症者又は濃厚接触者の調査への協力に係る指示を仰ぐ

資料 8

はじめ保健所の担当部署や担当者に具体的対応等を相談しておくことが肝要です。

場面に応じた対応の3つ目、乗船後に感染可能性のある乗客が乗船していたことがわかった場合です。(資料8)

感染拡大防止として、保健所または検疫所の指示に従い必要な措置を実施する。自ら消毒作業ができず、事業者等に依頼する場合は適切な事業者等の紹介を依頼する。先ほどの話と重複しますが、これについても、あらかじめ保健所の担当部署、担当者等に事業者等の紹介をお願いする。また、自社で消毒する場合の方法についても前もって確認しておくべきだと思います。同じように、有症者及び濃厚接触者には、調査への協力をお願いすることが必要となってきます。

感染予防対策の具体的対応(概要)

1. 陸上員・乗組員の対応

陸上員、乗組員の基本的対応については、先程説明しました通りです。

ますので、事前に担当部署や担当者に具体的対応の方法等について相談し手順等をあらかじめ作成しておくことをお勧め致します。

場面に応じた対応の2つ目、乗船中に感染可能性のある乗客が出た場合です。(資料7) この場合でも、「基本的対応」と「緊急対応」を前提とした対応となります。

感染症の症状がある者に対応する際は、乗組員の感染対策をとった上で、他の乗客等との接触を避ける方法で隔離し、関係機関等へ連絡をと

り、指示を仰ぐということです。そして保健所または検疫所の指示に従い、必要な措置を実施する。

消毒作業ですが、あらかじめ事前に保健所等と相談しておき、すぐに

対応できる体制をとっておくことが重要です。有症者及び濃厚接触者には調査への協力をお願いし、濃厚接触者の可能性のある方については、保健所または検疫所の指示に従い、

他の乗客等との接触が極力ない環境で待機させる。移動に際しては公共交通機関を利用しないようにする。

先ほども説明しましたが、あらか

2. 乗客への対応

乗船までの切符発売窓口での受け入れ対応では、切符発売時に乗客の検温、健康チェックや、船内入り口での消毒、消毒薬による手指の消毒をお願いすることです。切符発売時に感染症の症状がある場合には、対応者が感染防止対策をとった上で、他の乗客等との接触を避ける方法で隔離し、関係機関等へ連絡し、指示を仰ぐということです。基本的対応でも説明しましたが、事前に関係機関と調整の上、対応手順をあらかじめ作成して、陸上員へ周知を徹底し、関係者が常にイメージできる体制をお願いしたいと思います。

感染防止対策のお知らせの掲示やアナウンスでは、マスク着用や人と人との距離の確保のお願い、会話は控え目というお願いなどがあります。また、こまめな手洗い、手指の消毒のお願いや消毒薬の船内配置を配置図等で案内することが必要と なってきます。トイレ、洗面所、浴室、座席等においても、密集を避けるための措置への協力を掲示したり船内アナウンスをするということ です。

船内における通常時の対応ですが、乗客が集まる場所、売店、案内所等には待機場所を示す待機シール等を床等に貼り、人と人の間隔を広く保ち、商品代金の受け渡しについてはアクリル板等を設置し濃厚接触を避けるようにします。

トイレ、洗面所等では男子小便器が複数設置されている場合は、使用できる便器数を減らし間隔を空ける。大便器の蓋は閉めてから水を流すことをトイレ内に掲示、さらに消毒薬や使い捨てペーパータオルを設置して下さい。

食堂やロビーの座席等では、座席の間隔を空け、座席の撤去や座席に座れないような表示またはアクリル板等の設置をお願い致します。

浴室、シャワー室では使用人数の制限や浴室内洗い場及び脱衣場の使用ロッカー数を減らし、間隔を空けるようにする。トイレ同様消毒薬や使い捨てペーパータオルを設置します。

さらに気象海象の状況を勘案しながら、旅客の安全を確保した上で可能な限り換気を行うようにして下さい。

乗客や乗組員が触れる場所、自販

機、テーブル、手すり、ドアノブ、等あらゆる場所を定期的に次亜塩素酸ナトリウム等により清拭消毒をする必要があります。

3. 場面に応じた対応

ターミナルでの乗船前・乗船中・乗船後の対応は、先ほど基礎編で説明した通りです。

肝要なのは事前に関係機関等と調整の上、対応手順や体制というものをあらかじめ作成し陸上員・乗組員へ周知し、対応者がイメージできる体制を整えておかれることが重要です。

そして、感染者等が発生した場合には、必要な対応がスムーズに行われ、結果として感染拡大をいかに食い止めることが出来たかということが、このウィズコロナ社会において航路運営に求められていることだと思います。

最後に「新しい生活様式」の実践例ですが、厚生労働省のホームページ等で確認して頂ければと思います。また、国土交通省のホームページにも「新型コロナウイルスの罹患者が発生した場合の対応について」

の掲載がありますので、ご覧頂ければと思います

簡単ではありませんが、旅客船事業者のための新型コロナウイルスの感染予防対策についての説明を終わります。

ありがとうございました。



感染者乗船による消毒対応及び 感染予防対策について



九州郵船株式会社 安全統括管理者
万谷住雄

日時 令和2年8月27日(木)
場所 オリエンタルホテル福岡
博多ステーション

主催 九州運輸局
九州旅客船協会連合会
公益財団法人九州運輸振興センター
助成 日本財団

九州郵船の万谷と申します。本日はよろしくご願ひ申し上げます。

初めに弊社九州郵船株式会社の概要を簡単に紹介させていただきます。

本社は福岡市神屋町にあり、事業内容は一般旅客定期航路事業、郵便送達事業を行っております。航路については、博多～壱岐～対馬(厳原)、博多～比田勝(上対馬)、印通寺(壱岐)～唐津航路の3航路を運航しています。運航船舶として、対馬航路にフェリーがフェリーキーズなとフェリーちくし、ジェットフォイルがヴィーナスとヴィーナス2、唐津航路にフェリーエメラルドからつ、ダイヤモンドいき、比田勝航路にフェリーげんかいとJR高速船から用船して運航しています。なおフェリーげんかいは令和3年7月に代替船が就航する予定です。

そして、8月15日に当社は100周年を迎えました。

それでは本日のテーマ、「感染者乗船による消毒対応及び感染予防対策について」の講演を始めたいと思います。

・新型コロナウイルス感染症の状況
(3月上旬まで)

2019年末に武漢で何らかの感染症が発生したとの報告があり、2020年1月にそれが新型コロナウイルスと判明しました。日本での初感染は同月16日、その後ダイヤモンドプリンセスで集団感染があり、国内初の死者が出たのは2月13日でした。

福岡県内での感染確認は2月20日。同月27日には安倍総理が全国小中学校等の臨時休校を要請致しました。3月に入つて中韓からの入国の制限強化、国内航空路の減便も開始され3月13日現在で累積675名、死亡者19名という状況でした。

2月20日の福岡県内の発生を受け弊社ホームページにコロナウイルス感染予防対策についてアップロードしました。手洗い、アルコール消毒や咳エチケット等をお願い。また、従業員がマスクを着用して感染予防対策をしていることを広報しました。

感染症の輸送への影響を見てみると2月までは前年並み、3月分になると予約のキャンセルが続出、11日時点で4割がキャンセルとなりました。これはもう頭を抱えるしかない状況で方策を考えるために急遽14



日の土曜日入社となりました。まさかその日がコロナと初めて対峙することになるとは夢にも思いませんでした。

・感染者乗船による消毒対応

3月14日朝6時に長崎県で1例目の陽性者が壱岐市で発生したことが判明。8時、壱岐支店から厳原7時発ヴィーナスにこの感染者が乗船していたという第一報が安全統括管理者である私に入りました。運航管理者や社長に連絡するうちに、壱岐支店から感染者の情報の連絡がありました。3月12日博多発10時30分の芦辺経由厳原行便に2名で乗船し、11

感染者乗船による消毒対応(3)

3月12日(木)感染者乗船した日の「ヴィーナス」動静

- 10:30 博多発芦辺經由厳原行き出港。博多～芦辺63名。博多～厳原57名。乗客120名。
- 11:35 芦辺入港63名(うち感染者2名のち判明)下船。
- 11:40 芦辺出港。芦辺～厳原2名(1階乗船)。博多～厳原57名。乗客59名。
- 13:00 厳原発芦辺經由博多港行き出港。厳原～博多50名(26J,27Jなし)。厳原～芦辺17名。乗客67名。
- 14:10 芦辺出港。芦辺～博多57名(26J,27Jなし)。博多～厳原57名。乗客114名。
- 15:30 博多港出港。博多～郷ノ浦101名(26J)。
- 17:10 郷ノ浦出港。郷ノ浦～博多118名(26J)。

博多乗客下船後、箱崎船舶整備場にて清掃及び整備作業実施。



資料 1

感染者乗船による消毒対応(4)

3月14日(土) 続き

- 08:10 「ヴィーナス」芦辺出港。芦辺～博多28名。厳原～博多77名。乗客105名。
- 08:50頃 「ヴィーナス」船長宛連絡。「3/12博多発10:30便に乗船されたが新型コロナウイルスに感染した模様。2名で乗船され、予約上の座席は26J、27J。その座席に着席の方が居たら、その事実及び運航終了後は清掃のうえ除菌しているので大丈夫とは思いますが、念のため座席の移動とその方の連絡先を確認のうえ発生事実の船内放送をするよう。」指示した。船内放送は2回実施した。



- 08:51 運航管理者より九州運輸局宛連絡。博多港代理店經由福岡市港湾空港局への情報伝達依頼の連絡。

- 08:50頃 営業課長代理及び営業課員をベイサイドプレイスに派遣し、「ヴィーナス」下船者の対応指示。



資料 2

感染者乗船による消毒対応(5)

3月14日(土)

- 09:00頃 長崎県保健担当部署より連絡。連絡体制構築。
- 09:09 各船・各港宛「新型コロナ感染症の患者発生」FAX送付。乗船日便指定座席。
- 09:10 長崎県企画部新幹線・総合交通対策課より連絡。
- 09:12 「ヴィーナス」博多入港。厳原～博多77名。芦辺～博多28名。乗客105名。
- 09:23 営業課長代理から現場状況の連絡。「お客様は、混乱もなく下船されました。」
- 09:25頃 博多港での掃除業者に船内除菌対策を連絡するも、専用器具所持せず。
- 09:29 営業課長代理から連絡。「専門業者による除菌が必要と考える。本船は10:30博多出港便である。船の入替の検討をお願いしたい。」とあり、即座に船を入れ替えを決定した。
- 09:30 「ヴィーナス2」宛連絡。「ヴィーナス」を箱崎ふ頭に回航させ、船内の除菌作業をする。本船と入れ替える。本船は10:30博多発芦辺經由厳原行き便とする。
- 09:31 「ヴィーナス」宛連絡。本船の折り返し博多発10:30便は、船内除菌のため「ヴィーナス2」と入れ替える。箱崎ふ頭に回航せよ。と指示。



資料 3

時35分に芦辺で下船、席番号などの情報ももたされました。
 日を遡り、その3月12日のヴィーナスの動静ですが10時30分博多出港、11時35分芦辺に入港して感染者と同行者2名はここで下船し船は厳原に向かいました。(資料1) 厳原に到着後乗船者が下船したのち、折り返し厳原から芦辺、芦辺から博多。さらに博多から郷ノ浦、郷ノ浦

からまた博多という営業運航となっていました。最後の乗船者を降ろした後、船は箱崎船舶整備場で清掃および整備作業を実施したということでした。
 3月14日、ヴィーナスは芦辺を出港し、芦辺と厳原から105名が乗船していました。(資料2・3)
 8時50分頃船長に連絡。感染者が座っていた座席に着座している乗客

がいたので、清掃・除菌をしているので安全であることを伝えた上、座席の移動をお願いし、連絡先の確認も行いました。感染者が乗船していたということを2回船内放送しました。そして、運航管理者から九州運輸局へ、博多港代理店経由で福岡市港湾空港局に連絡しました。
 乗客が混乱してはいけないうので営業課員2名を博多ベイサイドプレイ

スに向かわせ下船時の対応を指示。ヴィーナスは博多に入港して特に混乱もなく乗客は下船したとの報告を受けました。
 この船は10時30分に折り返しの便を取る予定でしたが、安全安心のため専門業者で除菌が必要ということで、船をヴィーナス2に入れ替えて運航することとなりました。
 ヴィーナスは箱崎ふ頭での除菌作

業となりました。
現場ではこのように進行していましたが、これらと並行して会社では9時半から社内会議。社長、安全統括官、運航管理者、取締役工務部長で初動対応状況と今後どうするかということを協議していました。(資料4・5) 先ほども言いましたが、その間ヴィーナナスに船内放送でアナウンスの指示も出しました。

10時、長崎県知事の臨時記者会見。除菌業者をインターネットで探し、その間にそれぞれヴィーナナスはベイサイド箱崎ふ頭に回航。代替のヴィーナナス2が遅れて博多を出港という流れで時間が経過して行きました。
12時過ぎ課長代理が箱崎ふ頭到着、テレビ撮影、新聞記者対応となりました。風評被害防止を図るため

マスメディアに声をかけ、取材にはKBC、TNCテレビ、新聞は長崎新聞が来ました。
ヴィーナナスの除菌作業のめどがつかまりましたので、13時10分頃、新型コロナウイルス感染症の発生についてホームページでお知らせし、船の入替の件や当該船の船内消毒も済ませた上で、15時55分博多発芦辺経由蔵原行での運航再開予定をアップロー

ドしました。
13時30分から16時ころまで本社営業課員2名で当該日に乗船された方に電話連絡をしました。
除菌作業の終了したヴィーナナスが7分遅れで蔵原に向けて出港。
16時18分各港・各船宛に新型コロナウイルス感染症の対応についての放送内容をFAX、また、壱岐支店にて3月12日の15時30分、17時10分の便で座席26J付近に着座した乗客への電話連絡を依頼しました。
3月14日はこのような経過での対応となっています。
・感染予防水際対策(検温)
対馬市より博多港での水際対策、壱岐市より博多港・唐津東港での水際対策を求められました。サーモグラフィを使っての水際対策ということで対策会議を行い検温の実施マニュアルを作成しました。4月23日、博多港・唐津東港・印通寺港で検温が開始されました。
4月28日、検温のための必要機器を長崎県からサーモグラフィ3個、検温計9個を貸与して頂きました。5月1日には全港での検温が開始されました。博多港フェリーとジェットフォイル、そして唐津東港ではサーモグラフィを導入、博多港車

感染者乗船による消毒対応(6)

3月14日(土)

09:35~10:15頃 社内会議開催。

社長、安全統括管理者、運航管理者、取締役工務部長にて初動対応状況及び今後の措置について協議。

09:50 「ヴィーナナス2」宛「船内放送で発生の実態をアナウンスするよう」指示。



長崎県ホームページより

10:00~10:30 長崎県知事臨時記者会見。

10:10~10:40頃 課長代理除菌業者をインターネットにて検索。各所連絡後対応可能業者決定。

10:17 「ヴィーナナス」ベイサイドプレイスから箱崎ふ頭向け回航。

10:36 「ヴィーナナス」箱崎ふ頭到着。

10:39 「ヴィーナナス2」博多発芦辺経由蔵原港向け9分遅れで出港。

博多〜芦辺44名。博多〜蔵原61名。乗客105名。



資料 4

感染者乗船による消毒対応(8)

3月14日(土)

13:30~16:00頃 本社営業課員にて3/12の当該便に乗船された方へ、電話連絡。

15:26 除菌作業終了。

15:40 「ヴィーナナス」箱崎ふ頭〜ベイサイドプレイス向け回航。

15:55 「ヴィーナナス」博多ふ頭着。

16:02 「ヴィーナナス」博多発芦辺経由蔵原港向け7分遅れで出港。

博多〜芦辺37名、博多〜蔵原47名。乗客84名。

16:18 各港・各船宛「新型コロナウイルス感染症の対応について」放送内容FAX。

壱岐支店にて3/12の15:30、17:10の26Jに乗船された方へ、電話連絡依頼。

概ね対応終了！



資料 5

両・郷ノ浦・芦辺港・印通寺港・厳原港・比田勝港では接触型検温計の導入となりました。

6月1日、厚生省に従い検温マニュアルを改訂しました。37・4度以下なら乗船可能、38度以上の場合は無条件で乗船をお断りするということですが、37・5℃～37・9℃の間の部分については、健康チェックシートを用いることになりました。

息苦しさの度合い、重度化しやすい方（高齢者や糖尿病等の基礎疾患がある）、軽い風邪の症状が4日以上続いている、このような所見にどれか一つでも「はい」ということになる乗船は不可ということとなりました。

・感染予防対策（換気）
厚労省から、換気のマニュアルが

提示されています。人の密度を下げる、近距離での会話や発生を避けるなど詳しい説明がされています。窓を開けての換気については、換気回数を毎時2回以上30分に1回以上数分程度窓を全開して、空気の流れを作りました。他にも自然の通風孔、換気扇、空調機、こういったものを活用し実施しています。ジェットフォイルですが、元々換

気については特殊な造りとなっていて、換気装置により1時間に4回、空気が入れ替わります。また、空気清浄ユニットがあつて、光触媒を利用した消臭除菌機能が組み込まれています。さらに運航終了後に、オゾン脱臭装置を適宜使用しまして、滅菌、除菌をしています。

・感染予防対策（飛沫防止シートの設置）

長崎県公共交通事業継続等支援事業奨励金を活用して、ヴィーナズ、ヴィーナズ2、フェリーちくし、フェリーきずな、エメラルドからつ、ダイヤモンドいき、こういったところで順次、飛沫シートを設置していきました。（資料6）

・感染予防対策（抗菌・抗ウイルス加工）

こちらも同じく長崎県公共交通事業継続等支援事業奨励金を活用しています。

コスモ技研のホームページを参考にしてエコキメラというものを採用しようということになりました。まずウイルスについての知識を得ることから始めました。ウイルスにも様々な種類があり、ウイルス分解のメカニズムなどもこのホームページ

感染予防対策(飛沫防止シートの設置)

【長崎県新しい生活様式対応支援補助金の活用事例】



ダイヤモンドいき



エメラルドからつ

※施工日
 ヴィーナズ : 6月27日
 ヴィーナズ2 : 7月2日
 フェリーちくし : 7月16日
 フェリーきずな : 7月17日
 エメラルドからつ : 7月17日
 ダイヤモンドいき : 7月24日



フェリーちくし



ヴィーナズ2

資料6

感染予防対策(抗菌・抗ウイルス加工)(3)

【長崎県公共交通事業継続等支援事業奨励金の活用事例】 株式会社コスモ技研ホームページより

③エコキメラの特徴

- ・3～5年に一度簡単なメンテナンスをすることで、半永久的に効果が持続
 - *ご希望のお客様にはルミメーターで数値測定致します
 - *日々のメンテナンスが要らないので、通常清掃だけで大丈夫
 - *静電気を蓄えないので汚れを寄せ付けず、お手入れ楽々
- ・菌もウイルスも有害物質も臭いも分解
 - 居住空間の空気を浄化!! 快適空間を作ります
- ・24時間働き続けます
 - 空気中の酸素と水分があるところならどんな場所でも24時間休みなく働き続けます!!
- ・基材を選びません
 - *金属、木材、繊維、石材、ガラス、膜etc...どんな素材でもお任せください!!

白濁、沈殿、変色等の無い、無色透明の溶剤で素材の変色、色むらも無し
 ガラスの場合、透明性は抜群(直線透過度92%)母材の風合いを損ねません

資料7

から知ることができました。この中でコロナウイルスにも効くのではと言われるエコキメラという溶剤に着目しました。(資料7) 効用があるかというのは学術的には確定されていませんが、リン酸チタニアを主成分とした抗菌剤で、アルコール等の一過性の効果ではなく半永久的に効果が持続するものです。24時間働き光触媒でなく無光触媒ということ

光を必要とせず、抗菌・抗ウイルスの効果が持続するということです。エコキメラの安全性についても実証されているということなので、乗客用に使用することとしました。(資料8) ジェットフォイルの客室、フェリーの客室とカーペット、遊歩甲板椅子席、また、フェリーの乗客用にもエコキメラ加工の毛布も使用しています。

このように、7月から8月の始めにかけて各船実施し、抗ウイルス加工が終了したら抗菌・抗ウイルス施工済みのシールを貼るようにして、今は全船にこのシールが貼られています。(資料9)

・感染予防対策(フェリー空気清浄機追設)
国の地域公共交通感染拡大防止対

策事業を利用して、空気清浄機を各船、各部屋に全部配置しました。フェリーきずな18、フェリーちくし23、エメラルドからつ7、ダイヤモンドいき5、フェリーげんかい4、合計57台を8月末頃の設置予定となっています。

最後に、これから長い道になるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の収束を心から願っています。そして引き続き応援よろしくお願致します。

本日はご清聴誠にありがとうございます。

感染予防対策(抗菌・抗ウイルス加工)(4)

【長崎県公共交通事業継続等支援事業奨励金の活用事例】 株式会社コスモ技研ホームページより

④データ ★安全、安心な裏付け～

1. 以下の実証試験で安全性が確認されています

- ①急性経口毒性試験
- ②皮膚刺激性試験
- ③皮膚感作性試験
- ④変異原性試験
- ⑤皮膚腐食性試験
- ⑥亜急性毒性試験
- ⑦急性吸入毒性試験
- ⑧慢性毒性試験
- ⑨ガン原性試験
- ⑩急性眼刺激性試験
- ⑪ボランディア対象皮膚試験:手荒

2. ホルムアルデヒド、VOC(揮発性有機化合物)不検出

シックハウス症候群の原因物質や硫化水素、アセトアルデヒド等も分解することが証明されています

3. 体内に蓄積されず排泄

エコキメラは水溶性で体内に蓄積されず排出されるので、人体に影響を及ぼしません

4. 環境負荷ほぼなし

化石燃料とは違い、人にも環境にもやさしい排水にも、大気にも干渉しません

資料 8

感染予防対策(抗菌・抗ウイルス加工)(5)

【長崎県公共交通事業継続等支援事業奨励金の活用事例】



ジェットフォイル客室



フェリー客室カーペット



施工済シール



フェリー車両甲板椅子席

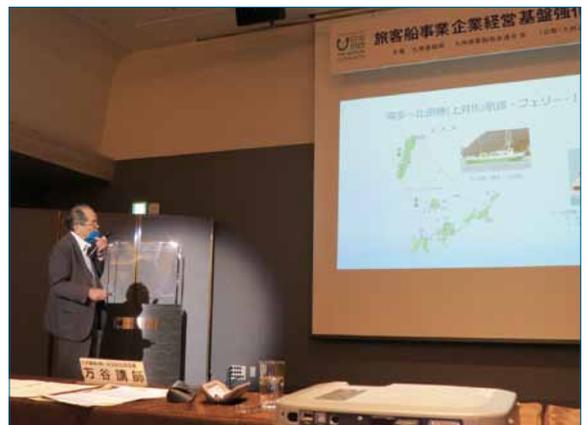


フェリー乗客用毛布

※実施日

7月 1日	ヴィーナス
7月 2日	ヴィーナス2
7月 16日	フェリーちくし
7月 24日	フェリーげんかい
7月 30日	フェリーきずな
8月 3日	ダイヤモンドいき
8月 4日	エメラルドからつ

資料 9



コロナウィルスに関する 事業支援等について



九州運輸局 海事振興部 離島航路活性化調整官
清嶋 義文

日時 令和2年8月27日(木)
場所 オリエンタルホテル福岡
博多ステーション

主催 九州運輸局
九州旅客船協会連合会
公益財団法人九州運輸振興センター
助成 日本財団

皆様こんにちは。九州運輸局海事振興部離島航路活性化調整官の清嶋と申します。
本日はコロナ禍における旅客航路への影響と国の支援メニューの活用状況等を説明した後、各種支援事業についてご説明致します。

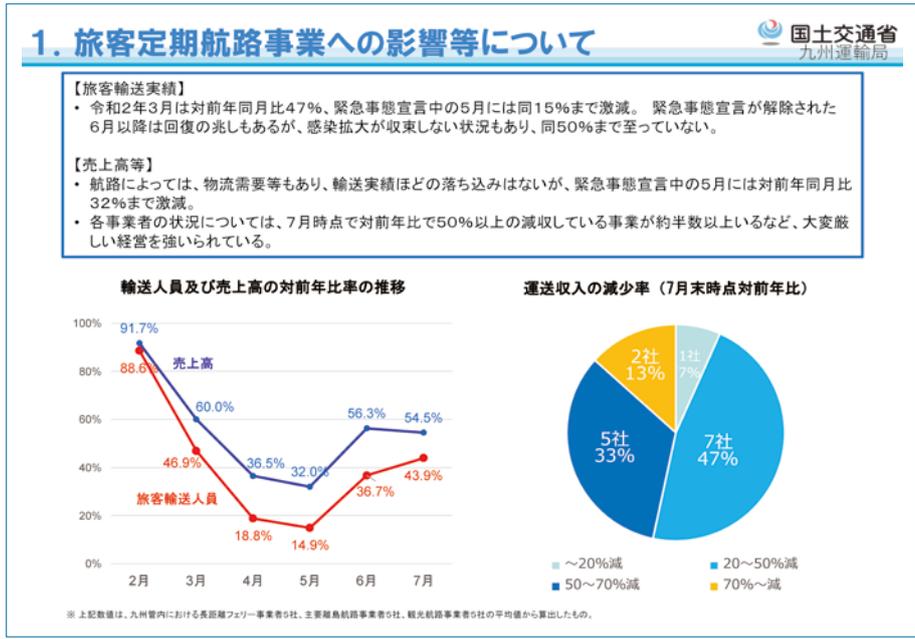
1. 旅行定期航路事業への影響等について

輸送人員及び売上高の対前年比較率の推移について、感染が全国に広がりを見せた3月には前年の47%となり、緊急事態宣言の間、人の移動の自粛要請等から需要は激減し、5月には15%まで落ち込んでいます。緊急事態宣言解除後は徐々に回復の兆しが見えましたが、7月に再び感染が全国に広がりましたことから、回復傾向は鈍化して、7月末現在で44%となっています。
運送収入については、航路によっては物流需要から輸送人員ほどの落ち込みではありませんが、それでも5月には前年比で32%まで減少しています。(資料1)

時点において、前年比5割以上減少している事業者が46%もあり、今なお非常に厳しい航路運営を強いられています。状況が続いています。(資料2)

2. 航路事業者の資金繰りと国の支援メニューの活用状況

各社の資金繰りの状況については、5月から7月の各月、月末の時点、現在の状況が続いた場合に運転資金がいつまで持つかという質問に回答していただいたものです。7月末の時点でも3社が3カ月以内に資金ショートする可能性があると回答をされています。一方で支障なしと回答された7月の事業者数は、6月に比べ



資料 1

5社、15ポイント増えており、ひと頃に比べ改善の兆しも見えてきております。
続いて、各社の国の支援メニューの活用状況について、持続化給付金と雇用調整助成金の活用率は、いずれも52%で、半数以上の事業者の方が活用されていますが、全般的に活

用状況は低調なものとなつています。支援メニューによつては対象条件や使い勝手、事務手続き等々で活用に二の足を踏まれている事業者の方々があるのではないかと思います。が、是非とも使える支援は最大限活用して頂ければと思います。

次に家賃支援給付金についてです。これは地代や家賃の負担を軽減するための給付事業ですが、港湾管理者が行う土地、水域の占用許可や、港湾管理者が管理する行政財産の使用許可による使用料については、土地、建物の賃貸借契約に基づ

く賃料に類似するものとして給付対象として認められています。皆さまが支払われている港湾施設使用料等についてこの給付金事業の適用対象となるかもしれませんので、対象の有無や、申請手続きの詳細など各港湾の港湾管理者へご相談いただければ

と思います。(資料3)
GOTOトラベル事業については、7月22日から東京を除いて開始されたところですが、本日は9月1日以降に開始されます「地域共通クーポン事業」に関してのご案内です。この事業の制度については皆様概

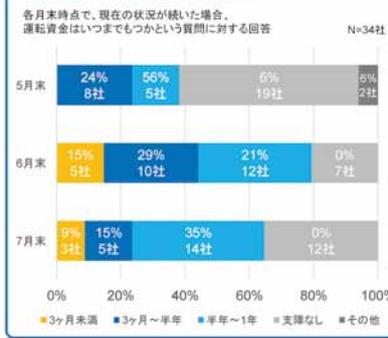
2. 航路事業者の資金繰りと国の支援メニューの活用状況



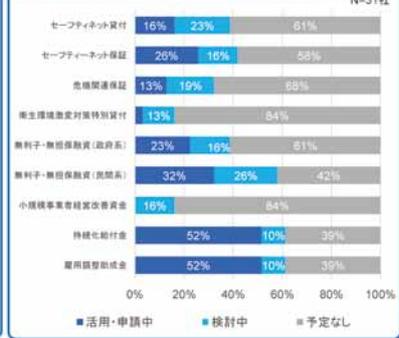
- 各社の7月末時点の資金繰りについて、今後3ヶ月以内に資金ショートする可能性があると回答した事業者は3社。特に、観光遊覧航路等において、経営が非常に厳しい状況が伺えた。
- 一方、6月末時点と比較すると、「支障なし」と回答した事業者が増加。資金繰りの改善の兆しも見受けられる。
- 国の支援メニューの活用状況については、約60%以上の事業者が「無利子・無担保融資」「持続化給付金」「雇用調整助成金」を活用又は活用を検討中であった。

※調査の対象は、九州運輸局管内の一般旅客定期航路事業者(対外旅客を含む)のうち、国庫補助航路を設けた主要航路を経営する民間事業者

各社の資金繰りの状況(5月~7月)



各社の国の支援メニューの活用状況(7月末時点) N=31社



資料 2

家賃支援給付金

(資料2)

に関するお知らせ

(2020年8月11日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

① **資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

② **5月~12月の売上高**について、
・ **1カ月**で前年同月比 **▲50%以上** または、
・ **連続する3カ月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**

③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近1カ月における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

お問合せ先 **家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930**
【〜8/31】平日・土日祝 8:30~19:00 【9/1〜】平日・日(土・祝除く) 8:30~19:00
※お電話のおかけ間違いには十分ご注意ください。

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。
※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場(完全予約制)**にてサポートを行います。
> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

資料 3



必要な設備の導入、実証運航に
公共交通における感染拡大防止対策に
第2次補正予算において、地域公
3. 地域公共交通における感染拡大
防止対策

ねご承知のことと存じますので、こ
こでは制度の概要等説明は割愛させ
ていただきます。
皆様には、GOTOトラベル事務
局が各県で開催している制度説明会
にご参加いただき、地域共通クーポ
ン事業を旅客の需要喚起策のひとつ
として是非活用をご検討頂きたいと
思います。

3. 地域公共交通における感染拡大防止対策

【令和2年度2次補正予算：13,805百万円】

地域の生活や経済活動を支えるために機能の確保が求められている公共交通について、地域公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、駅・車両等の衛生対策や、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援。

補助対象経費

- 車両・船舶・航空機における抗菌・抗ウイルス対策
- 熱感知カメラ等の設置
- バス運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- 混雑時の移動(密な移動)回避を目的としたリアルタイム情報を提供するシステム導入
- 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行
- 駅・ターミナルの衛生対策 等

補助対象事業者

- 鉄軌道事業者(地域鉄道)
- バス事業者(地域バス)
- 旅客船事業者(定期航路(生活航路))
- 航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)

補助率

○1/2等

ターミナル等の衛生対策

車内の抗菌・抗ウイルス対策

熱感知カメラ設置による感染者の公共交通利用自粛励行

バス運転席仕切りカーテン

車両の混雑割合を提供するシステムの導入(カナダ・transit)

資料 4

3. 地域公共交通における感染拡大防止対策

◆ 地域公共交通(生活航路)における感染拡大防止対策

補助対象事業者

要綱第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者。

補助対象経費

(1)設備補助
船舶における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入等に要する経費。

(2)実証運航
必要な感染症対策を行ったうえで、船内等の密度を上げないよう配慮した実証運航に要する費用。

補助率

(1)設備補助
100万円以下は定額+100万円を超える額の1/2
(例)導入費用150万円の場合:125万円(100+50万円×1/2)

(2)実証運航
1/2
算定式:前年度航路損益における変動費×コロナ減便前比便数(%)ー前年比旅客輸送量(%)×実証期間

交付申請から額確定までのフロー

運航事業者

九州運輸局

本省

資料 5

る補助事業として、交通モード全体
で138億円が予算化されました。
旅客定期航路(生活航路)におけ
る感染拡大防止対策補助制度のス
キームでは、補助対象航路(事業
者)は、主に離島航路事業者となっ
ており、それ以外の航路では、航路

以外に他の交通機関を利用しては著
しく不便と認められる生活航路が対
象となっています。このため、長距
離フェリーや観光航路については、
この補助対象外となっています。ま
た、補助対象経費は、設備導入に係
る補助が、船舶における抗菌・抗

ウイルス対策や熱感知カメラの設置
等による検温、検温要員の人員費な
どで、マスクや消毒液等消耗品は除
かれます。実証運航は、船内等の
密度を上げないよう配慮しガイド
ラインを遵守して行う実証運航に
要する変動費が対象になります。

旅客船事業者向け特別相談窓口

○ **地方運輸局等特別相談窓口**
 (外航旅客船事業者向け)
 ○ 国土交通省本省窓口
 ・ 窓口設置場所：国土交通省海事局外航課
 ・ 電話番号：03-5253-8619 ・ FAX：03-5253-1645
 ・ https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

(内航旅客船事業者向け)
 ○ 国土交通省本省窓口
 ・ 窓口設置場所：国土交通省海事局内航課
 ・ 電話番号：03-5253-8622 ・ FAX：03-5253-1643
 ・ https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

・ 窓口設置場所：九州運輸局海事振興部旅客課
 ・ 電話番号：092-472-3155 ・ FAX：092-472-3301
 ・ https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19_taisaku.html

資料 6

(資料 4・5)
 交付希望の事前調査を7月7日から7月22日までで行い、管内からは29社35航路から交付希望をいただいております。現在、本省で提出書類の確認作業が行われており、今後、交付予定額の連絡、交付申請、交付決定の通知までを9月中旬目途に進め

る予定となっております。なお、実証運航を9月1日から予定されている航路は、交付決定を待たずに9月1日から開始していただきます。

最後に、地方創生臨時交付金について触れさせていただきます。

ご案内のとおり地方創生臨時交付金については、第1次補正で1兆円、第2次補正で2兆円が予算化されています。第2次補正予算に基づく自治体から内閣府への実施計画の提出締切が9月30日となっております。旅客航路事業に対する支援措置を計画に盛り込んで頂くのにはまだ間に合いますので、各自治体への要望活動を緩めることなく実施していく必要があると考えています。九州旅客船協会連合会様や各地区旅客船協会様では、これまでも各自治体の首長や議会議長あてに要望書を提出するなど精力的に活動されていますが、私ども九州運輸局でも引き続き機会あるごとに働きかけを行ってまいります。本日、お集まりの航路事業者の皆様もどうぞ機会を捉えて自治体への働きかけを行っていただきます

ようお願い致します。

なお、この度、臨時交付金を活用した港湾施設使用料の減免措置が大分県と熊本県で実施されることになりました。これも一重にこれまでの活動の賜であり、他の県でも実現に向けて、継続して要望活動を行うことが不可欠です。

港湾使用料減免以外の支援につきましても、本日の資料としてお配りしている本省海事局作成の活用事例や日本旅客船協会様が作成された要望用の資料、また、九州の各自治体の支援制度をまとめた事例集を九州運輸局ホームページに掲載していますので、それらの資料を活用していただき、業界全体で自治体への働きかけを行って行きましょう。(資料6)

九州運輸局では、先日、海事振興部長が北九州市、福岡市を訪問し港湾使用料減免の要望を行ってまいります。今後も、旅客航路事業者への支援措置拡充に向け、支局も含めて可能な限り要望活動に協力してまいりますと思います。

以上で私の説明を終わります。
 ご清聴ありがとうございました。

